

甲欄
乙欄

平成28年分

給与所得に対する源泉徴収簿

所 属		職 名		住 所		(郵便番号 -)		氏 名		(フリガナ)		整 理 番 号	
										(生年月日 明・大・昭・平 年 月 日)			
区 分	月 区 分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額			
			円	円	円	人	円	円	円	円			
	1		320,000										
	2		320,000										
	3		320,000										
	4		300,000										
	5		300,000										
	6		300,000										
	7		300,000										
	8		300,000										
	9		300,000										
	10		300,000										
	11		300,000										
12		300,000											
計			3,660,000				③						
賞 与 等							(税率 %)						
							(税率 %)						
							(税率 %)						
							(税率 %)						
	計		④		⑤		⑥						
年 調 整	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額									円			
	同上の税額につき還付又は徴収した月区分									円			
	月 別 還付又は徴収した税額 差 引 残 高 月 別 還付又は徴収した税額 差 引 残 高									円			
	月 月 円 円 月 月 円 円												
	扶養控除等の申告	申告の有無	控除対象配偶者の一般控除対象扶養親族	控除対象配偶者の一般控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	同居老親等	その他	障害者等	(該当するものを○で囲んでください。)			
	当	初	有・無	当	初	有・無	当	初	有・無	当	初	有・無	
	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	
	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	
	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	
	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	月	日	有・無	
区 分 金 額 税 額													
給 料 ・ 手 当 等									①	3,600,000	円	③	円
賞 与 等									④			⑥	
計									⑦			⑧	
給与所得控除後の給与等の金額									⑨			配偶者の合計所得金額 (円)	
社会保 給与等からの控除分(②+⑤)									⑩			旧長期損害保険料支払額 (円)	
険料等 申告による社会保険料の控除分									⑪			⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)	
控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分									⑫			⑪のうち国民年金保険料等の金額 (円)	
生 命 保 険 料 の 控 除 額									⑬				
地 震 保 険 料 の 控 除 額									⑭	3,660,000			
配 偶 者 特 別 控 除 額									⑮	△ 60,000			
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額									⑯	3,600,000			
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)									⑰			非課税となる通勤手当 60,000円(20,000円×3ヶ月)	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額									⑱	(1,000円未満切捨て)		⑲	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額									⑳				
年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)									㉑				
年 調 年 税 額 (㉑ × 1 0 2 . 1 %)									㉒			(100円未満切捨て)	
差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (㉒-⑧)									㉓				
超 過 額									㉔	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉕		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額									㉖				
差 引 還 付 す る 金 額 (㉓-㉔-㉕)									㉗				
同 上 の 本 年 中 に 還 付 す る 金 額									㉘				
う ち 翌 年 に お い て 還 付 す る 金 額									㉙				
不 足 額									㉚	本年最後の給与から徴収する金額	㉛		
の 精 算									㉜	翌年に繰り越して徴収する金額	㉝		

◎この様式は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。